

丸亀城 延寿閣別館 Kazeno Heritage

宿泊契約約款

(趣旨及び適用範囲)

第1条 この約款は、丸亀城延寿閣別館城泊施設条例第1条に規定する丸亀城延寿閣別館（以下「当施設」という。）の円滑な運営を図るため、同条例施行規則第2条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとします。

2 当施設が当施設に宿泊しようとする者（以下「宿泊客」という。）との間で締結する契約（以下「宿泊契約」という。）及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

3 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申し込み)

第2条 当施設に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者氏名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
- (4) その他当施設が必要と認める事項

(契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当施設が定める申込金を、当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。

3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、第6条第2項に規定するキャンセル料に次いで第18条に規定する賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4 第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当た

り、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 当施設は、前条第2項の規定にかかわらず、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2 宿泊契約の申し込みを承諾するにあたり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(契約締結の拒否)

第5条 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

(1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。

(2) 満室により施設の余裕がないとき。

(3) 宿泊客が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。

(4) 宿泊客が、次のイからハまでに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)及び同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)並びに暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力である者。

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。

ハ 法人でその役員の中に暴力団員に該当する者があるとき。

(5) 宿泊客が、他者に対し著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(6) 宿泊客が、伝染病者であると明らかに認められるとき。

(7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由（以下「天災等不可抗力」という）により宿泊させることができないとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、当施設が定めるキャンセル料規定（別表第2）、又は宿泊プラン・予約チャネルごとに個別に提示するキャンセル料規定に基づき、キャンセル料を申し受けます。ただし、当施設が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契

約を解除したときのキャンセル料支払義務について、当施設が宿泊客に告知したときに限りです。

3 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の17時(到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理する(以下「不泊」という。)場合があります。

(当施設の契約解除権)

第7条 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除する場合があります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が次のイからハまでに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力である者。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者がいるとき。
- (3) 宿泊客が他者に対し著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 客室や宿泊中の喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項及び第21条に規定する禁止事項に従わないとき。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当施設にて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当施設が必要と認める事項
- 2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨（銀行振込）に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

(客室等の使用時間)

第9条 当施設の客室（丸亀城延寿閣別館）を使用できる時間は、宿泊日の15：00から翌日

11：00までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

（利用規則の遵守）

第10条 宿泊客は、当施設内においては、この約款及び施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

（フロントサービスの提供）

第11条 客室での滞在などの際に御用がございましたら、チェックイン時にお知らせいたします24時間通話可能な専用ダイヤルにご連絡ください。速やかに対応させていただきます。

（料金の支払い）

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当施設が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、当施設が請求したときに行っていただきます。

3 当施設の宿泊客が宿泊可能な状況にて、任意に宿泊しなかった場合においても、第6条第2項の規定により宿泊料金は申し受けます。

（当施設の責任）

第13条 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行にあたり又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、限度額の範囲内においてその損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2 当施設は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

第14条 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、キャンセル料相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料をお支払いできません。

（寄託物等の取扱い）

第15条 宿泊客がスタッフにお預けになった物品若しくは貴重品又は現金について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当施設は、その価値の範囲内において損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当施設がその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当施設は15万円

を限度としてその損害を賠償します。

- 2 宿泊客が、当施設内にお持ち込みになった物品若しくは貴重品又は現金であってスタッフにお預けにならなかったものについて、当施設の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当施設は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、当施設に故意又は重大な過失がある場合を除き、15万円を限度として当施設はその損害を賠償します。

（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がチェックインする際にお渡しします。

- 2 宿泊客がチェックアウトした後、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当施設は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

- 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当施設の責任は、第1項の場合にあっては第15条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

（駐車場の責任）

第17条 宿泊客が当施設のご案内する駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当施設は場所をご紹介するものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

（宿泊客の責任）

第18条 宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

（客室への入室について）

第19条 当施設では、次に掲げる場合において、宿泊契約締結後でも宿泊者の許可なく客室へ入室する場合がございます。

- (1) 清掃、インルームダイニング等の当施設のサービスを提供するとき。
- (2) 利用規則等に反する行為又はその懸念が確認されたとき。
- (3) 警察・消防の指導に従い、入室が必要と判断されたとき。

(個人情報について)

第20条 頂戴いたしましたお客様の情報は宿泊業務を履行するために当施設においてのみ使用させていただきます。お客様の許可なく第三者に提供または開示することは一切ございません。ただし、警察・消防、各行政機関からの指導の場合はこの限りではありません。

(禁止事項)

第21条 滞在施設は、大変重要な文化財が多くあります。文化財保全の観点からも下記につきましては厳に慎んでいただきますようお願いいたします。

- ・火気、危険物の持ち込み及び使用
- ・客室や体験場所での喫煙
- ・建物、備品などの汚損破損
- ・施設内での泥酔、暴力行為
- ・場内設備、備品等の持ち帰り

なお、持ち込み禁止に該当するものを所持している場合は、必ずお申し出ください。滞在中はスタッフがご預かりいたします。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条関係)

項目		内訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金 (2名迄)	250,000円
	追加料金	人数追加料金 25,000円 / 名 追加体験・飲食（宿泊料金に含まれるものを除く）

備考1 定員は4名です。

備考3 子供料金は12歳以下に適用し、基本宿泊料は下記の通りです。

区分	寝具	基本宿泊料
4～12歳	あり	9,350円
0～3歳	あり	5,500円
	なし	0円

※税・サービス料込の価格

別表第2 キャンセル料（第6条第2項関係）

キャンセル料の額は、宿泊客が予約したチャネル（公式サイト、各種宿泊予約サイト、旅行代理店等）又は宿泊プラン等において提示されたキャンセル料規定を適用します。

2 前項の規定にかかわらず、特段の提示がない場合は、以下の通りとします。

契約解除の通知を受けた日	不泊	30日前	45日前	60日前
キャンセル料の比率	100%	100%	75%	50%